東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小 早 川 智 明 様

原子力損害賠償に関する 要求書

平成31年1月7日

福島県南相馬市長門馬和夫福島県南相馬市議会議長今村裕

1 平穏な生活の喪失等による精神的損害賠償について

貴社福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」といいます。)により当市の住民は避難を強いられました。現在も避難を継続している住民もいる一方で、帰還を断念した住民もおり、従前の平穏な生活が失われています。このことより従来からの生活基盤である地域の共同体が崩壊の危機にさらされています。一方で、帰還した住民も地域社会の変容や放射性物質による被ばくの不安等により様々な生活上の制約を強いられ、従来のように自然環境の享受もままならなくなりました。

こうした従来の平穏な生活環境、自然環境及び地域コミュニティの喪失等に基づく住民の精神的苦痛は、当市の全住民に対し、当然賠償されるべき損害です。

各地の裁判所で提訴されている集団訴訟の判決において も「平穏生活権の侵害」やいわゆる「ふるさと喪失」等に よる慰謝料が認められています。

2 不合理な賠償格差の是正について

貴社は、形式的に避難指示等による区域割に従って賠償

を行っています。これにより原発事故との相当因果関係が認められる損害が生じている者であっても、原発事故当時居住していた区域の違いで、賠償が認められる者とそうでない者がいます。

このような賠償における不合理な格差は到底容認される ものではありません。

3 不動産の全損評価による賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域(以下「旧避難指示区域」といいます。)に存在する土地及び建物等の不動産の荒廃は、5年5か月に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から6年を経過して避難指示が解除された地域と何ら変わるものではありません。

したがって、旧避難指示区域に存在する不動産について は避難指示期間割合に応じた賠償ではなく、一律に全損評 価による賠償がなされるべきです。

4 和解案尊重の徹底について

貴社は、浪江町の住民が集団で申し立てた和解仲介手続 において原子力損害賠償紛争解決センター(以下「紛争解 決センター」といいます。)が示した和解案の受諾を4年以上拒否し続け、このために同手続は打ち切られることになりました。その後も、相馬市玉野地区、福島市渡利地区、飯舘村蕨平・比曽地区及び川俣町小綱木地区の住民の集団による和解仲介手続においても、貴社は同様に和解案の受諾を拒否しています。

いずれの和解案も紛争解決センターが慎重な審理の結果 として示した一定の合理性を有するものでした。このよう な和解案の受諾拒否は、貴社が事業計画の中で、再三にわ たり宣言する和解仲介案の尊重という態度に反するだけで なく、和解仲介手続の紛争解決機能を著しく阻害するもの であり、決して許されるものではありません。

5 農林水産業者に対する賠償について

農林業者については、出荷制限の長期間継続により従事者の減少が生じたこと、水路・農林道等の生産基盤や生産設備が荒廃したこと等により、仮に生産活動に関する制限が解除されたとしても、直ちに従前と同等の生産・出荷を再開することが困難な状況にあります。

水産業者については、依然として操業海域の魚介類の多くに漁獲・出荷制限が出されており、一部魚種の試験操業に留まり、従前と同規模の本格操業を行える見通しは立っていない状況です。

加えて、放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者や取引先等が、当市の農林水産物を敬遠する心理は未だに解消されておらず、農林水産業者や関係団体及び当市が風評被害払拭に向けた取組みを継続的に実施しているにも関わらず、生産・出荷を再開しても原発事故前の販売量や価格には未だ回復していません。

こうしたことから、当市の農林水産業者の中には、原発 事故の影響により休業や風評被害が継続している者が数多 くおります。

6 商工業者に対する一括賠償後の賠償について

商工業者については、避難指示による住民避難等により 顧客及び取引先を喪失するとともに、従業員の確保も困難 になったため、現在でも、事業者の独自の努力にかかわら ず、事業を再開すること又は再開しても原発事故前と同等 の事業規模や売上を回復することが困難な状況にあります。

こうしたことから、事業者に生じている平成27年以降の将来分の賠償(1年分の逸失利益の2倍一括賠償)を超える逸失利益の多くは、原発事故と相当因果関係が認められる損害です。しかし、貴社によるこの超過分の賠償の拒否が相次いでおります。

7 当市に対する損害賠償について

当市が、原発事故の発生に伴い、住民の安全確保、生活再建及び地域の復旧・復興のために行った事業は、いずれも、住民及び地域を守るために不可欠な事業であり、その実施に要した費用は政府指示の有無に関わらず、原発事故と相当因果関係のある損害です。

加えて、当市では原発事故の影響により減少を余儀なくされている税収が多くあります。なお、固定資産税の税収減については、原発事故対策のためにやむを得ずとった措置のために生じ、固定資産税の性質からしても、その税収は単なる期待権にとどまるものではないことから、賠償すべき特段の事情があるといえます。

市が所有する公共施設等の財物については、原発事故による避難指示区域の設定等に伴い利用が制限され、利用を再開することが見込めないものもあります。

以上のことから、下記の事項を強く要求いたします。

記

- 1 当市の住民が被った従来の平穏な生活環境、自然環境及 び地域コミュニティの喪失等による精神的苦痛に対する賠 償を確実に行うこと。
- 2 避難指示等による区域割に従って賠償するだけでなく、 個別具体的な被害実態を把握し、区域の内外に関わらず同 等の損害が存在する場合には同等の賠償を行うこと。
- 3 当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域内の 被害状況に即し、両区域内の不動産に対し、全損評価によ る賠償を行うこと。
- 4 和解仲介手続において、紛争解決センターが提示する和 解案の尊重を徹底し、積極的に和解を行うこと。
- 5 当市の農林水産業者に対し、その個別・具体的事情を丁

寧に考慮し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実に行うこと。

風評被害の賠償については、事業者の個別・具体的事情に応じ、売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を柔軟に判断して、収益の減少分の賠償を継続すること。

6 当市の商工業者に対し、個別・具体的事情に応じ、休業 又は売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を柔軟に 判断して、収益の減少分の賠償の継続すること。

加えて、事業者に将来分の賠償を超える損害が発生した 場合には、これらの損害に対する賠償も確実に行うこと。

7 原発事故に伴い、当市が支出を余儀なくされた費用及び、 当市に発生した固定資産税をはじめとする税収の減少分に 対する賠償を迅速かつ確実に行うこと。

当市の所有する財物について、利用阻害により生じた賠償を確実に行うことは当然として、利用再開が見込めない ものに対しては、失われた価値分の全てを賠償すること。

以上